

東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画） の変更について（諮問）

令和4年度 第3回東大阪市都市計画審議会
令和5年2月24日（金）

次 第

1. 経過

2. 都市計画マスタープラン(立地適正化計画)案について

序 章 都市計画マスタープランについて(立地適正化計画)

第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題

第2章 東大阪시가めざす都市づくり

第3章 基本方針に基づき取組む施策

第4章 コンパクトなまちづくりの推進 ～立地適正化計画～

第5章 防災機能が確保された災害に強いまちづくりの推進 ～防災指針～

第6章 都市計画マスタープランの推進

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

4. 今後のスケジュールについて

1. 経過

■ 令和4年度第2回都市計画審議会【報告】（令和4年11月18日(金)）

記載内容に関するご意見

- ・ 基本目標 2 住工混在に関する記載について【対象：第2章】
- ・ 基本目標 2 住宅地における防犯対策に関する記載について【対象：第3章】
- ・ 目標値の表現について【対象：第6章】

■ パブリックコメントの実施（令和4年11月21日(月)~12月21日(水)）

⇒ 意見書受付期間中に1名の方から23件の意見

【意見の概要】

- ・ 本市の現況分析の方法について【対象：第1章】
- ・ 本計画に記載された花園中央公園及びスポーツ関連の施策について【対象：第1章、第2章、第3章、第4章、第6章】
- ・ 目標値について【対象：第6章】

など

第6回 東大阪市都市計画マスタープラン等見直し検討委員会(庁内検討委員会)（令和4年12月27日）

議題：パブリックコメントの意見 及び 本市の考え方について

● 「大阪のまちづくりランドデザイン」策定（令和4年12月28日(水)）

■ 東大阪市都市計画公聴会の開催（令和5年1月26日(木)14:00-14:25）

⇒ 1名の方が公述申出（公述申出書受付期間 令和5年1月4日(水)~1月18日(水)）

【意見の概要】

- ・ ウィルチェアスポーツの推進について【対象：第6章】
- ・ 本計画に記載された花園中央公園及びスポーツ関連の施策について【対象：第4章、第6章】
- ・ 目標値について【対象：第6章】

【本日】 ■ 令和4年度第3回東大阪市都市計画審議会【諮問】(令和5年2月24日(金))

2. 序章 都市計画マスタープランについて（立地適正化計画） P.1～

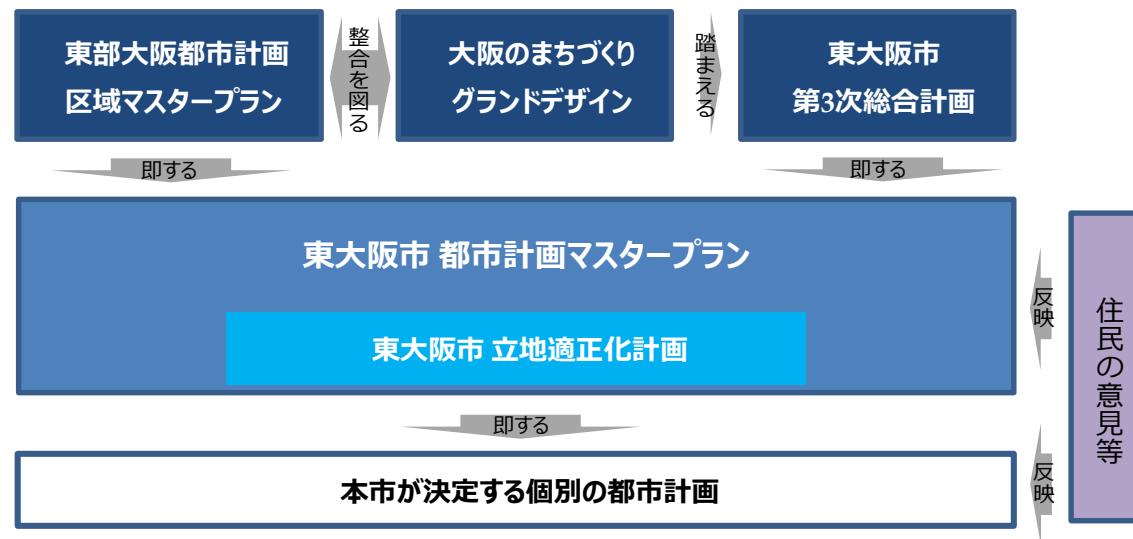
■都市計画マスタープラン（平成25年3月策定）

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

市町村が定める「総合計画」の将来都市像を都市計画の分野で実現しようとするもので、市町村がすすめる都市づくりの総合的な指針のことです。

■立地適正化計画（平成31年3月策定(令和元年12月改定)）

都市再生特別措置法第81条に位置付けられた計画のことを指します。人口密度や医療・福祉・商業などの施設の立地状況を分析し、人口減少や高齢者の増加に対応した持続可能な都市経営の実現をめざす計画のことです。



2. 第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題 (P.17～)

＜＜抜粋＞＞

項目		都市の現状及び課題
位置・人口		◇広域的な道路網、鉄道網が整備されており、大阪市をはじめとした神戸・京都などの関西の主要都市やJR新大阪駅・大阪国際空港・関西国際空港などの広域的な移動拠点に短時間で移動ができることから、都市間の連携を活かした施策展開が可能である。 ◇夢洲・咲洲エリアや大阪城周辺エリアから、けいはんな学研都市を結ぶ都市軸(東西軸・阪奈都市軸)の中間に位置しており、それぞれの拠点とのつながりを活かしたまちづくりを検討する必要がある。 ◇将来における人口減少・高齢化の進展が顕著であるが、現状は関西で6番目に人口規模が大きい都市であることから、関西のリーダー格として施策を展開していくべきである。 ◇事業所の集積や大学の立地により、夜間人口よりも昼間人口が多く、活発な都市活動が行われている。
財政		◇人口減少により歳入の大幅な増加が難しい。 ◇高齢化の進展により、歳出(扶助費)の増加が今後も見込まれる。 ◇公共施設が改修・更新時期を迎えており、維持・更新をするのに多額の費用が必要である。
土地利用	拠点	◇流通業務市街地を含めた市の中心拠点エリアに求める機能を整理し、将来の土地利用のあり方を検討する時期を迎えている。 ◇乗車人員数の減少により、拠点となる鉄道駅周辺のにぎわいが減少傾向にある。
	住宅	◇人口がピークを迎えた昭和50(1975)年以降も住宅戸数及び一般市街地面積が増加しているが、住居系用途地域に居住する人口は減少している。 ◇耐震性が不十分な建築物(住宅)の耐震化が必要である。 ◇一定数の空き家が存在しており、対策が必要である。
	工業	◇工業地の面積が年々減少するとともに工業系用途地域に居住する人口が増加しており、住工混在が進んできている。 ◇モノづくり企業が数多く集積しており、製造業の事業所密度は全国第1位である。
	商業・業務	◇市域全体で商業・業務地は増加しているが、商店数は急激に減少している。 ◇流通業務市街地に存する建築物が老朽化しており、更新時期を迎えている。
	緑地	◇東部地域に生駒山系が位置しており、市域外にまたがる広域的な森林緑地帯が形成されている。 ◇市域全域を対象とした一人当たりの都市公園面積は2.84㎡/人であり、大阪府下の政令市・中核市と比較しても低水準である。 ◇生産緑地制度を活用しているものの、都市農地は減少傾向にある。
都市施設		◇長期末着手の都市計画施設が存在しており、次のような課題が生じている。 都市計画道路：道路ネットワークのミッシングリンク 都市計画公園・緑地：公園面積不足
都市防災		◇市域の東部では土砂流出やがけ崩れ、中西部では一級河川の氾濫に伴う浸水といったハザードを抱えている。 ◇若江・岩田・瓜生堂地区は「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されており、安全性を確保する施策を進める必要がある。
都市交通		◇鉄道網及びバス路線網が発達しており、平地部の大半が鉄道駅、バス停からの徒歩圏で覆われていることから平地部の利便性は高い。 ◇山麓部は傾斜地のため徒歩での移動範囲が狭まることから、鉄道駅に向かうまでの交通環境の整備が必要である。 ◇移動手段の大半は徒歩・自転車によるものであり、バスの利用割合は低い。 ◇近鉄奈良線、近鉄大阪線沿線の鉄道乗車人員数が減少傾向にある。 ◇大阪モノレール南伸により、南北移動の交通手段が強化される。

2. 第2章 東大阪市がめざす都市づくり (P.55~)・第3章 基本方針に基づき取組む施策 (P.65~)

■ 都市づくりの基本目標 (=第3次総合計画 実現すべき将来都市像)

つくる・つながる・ひびきあう - 感動創造都市 東大阪 -

■ 都市づくりの基本方針

国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かした
コンパクト+ネットワークの取組を推進します

都市づくりの基本方針 1

新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり

<<取組む施策>> P.68~

- 市の中心拠点の構築 ○にぎわい拠点・にぎわいゾーンの構築 ○地域拠点(生活拠点)の構築
- イノベーション創出エリア内の連携強化 ○利便性の高い都市交通の構築 ○地域資源の活用 ○既成市街地の更新

都市づくりの基本方針 2

「安全・快適な生活の場」と「創造力・活力みなぎる生産の場」が調和した都市づくり

<<取組む施策>> P.71~

- 安全・快適な生活の場の形成 ○創造力・活力みなぎる生産の場の形成

都市づくりの基本方針 3

水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり

<<取組む施策>> P.73~

- うるおいとやすぎの空間の創出 ○都市公園の整備・活用 ○自然環境への配慮 ○生駒山系の保全・活用
- 歴史・文化資源の保全・活用 ○良好な都市景観の形成

■ 目標年次 令和12(2030)年

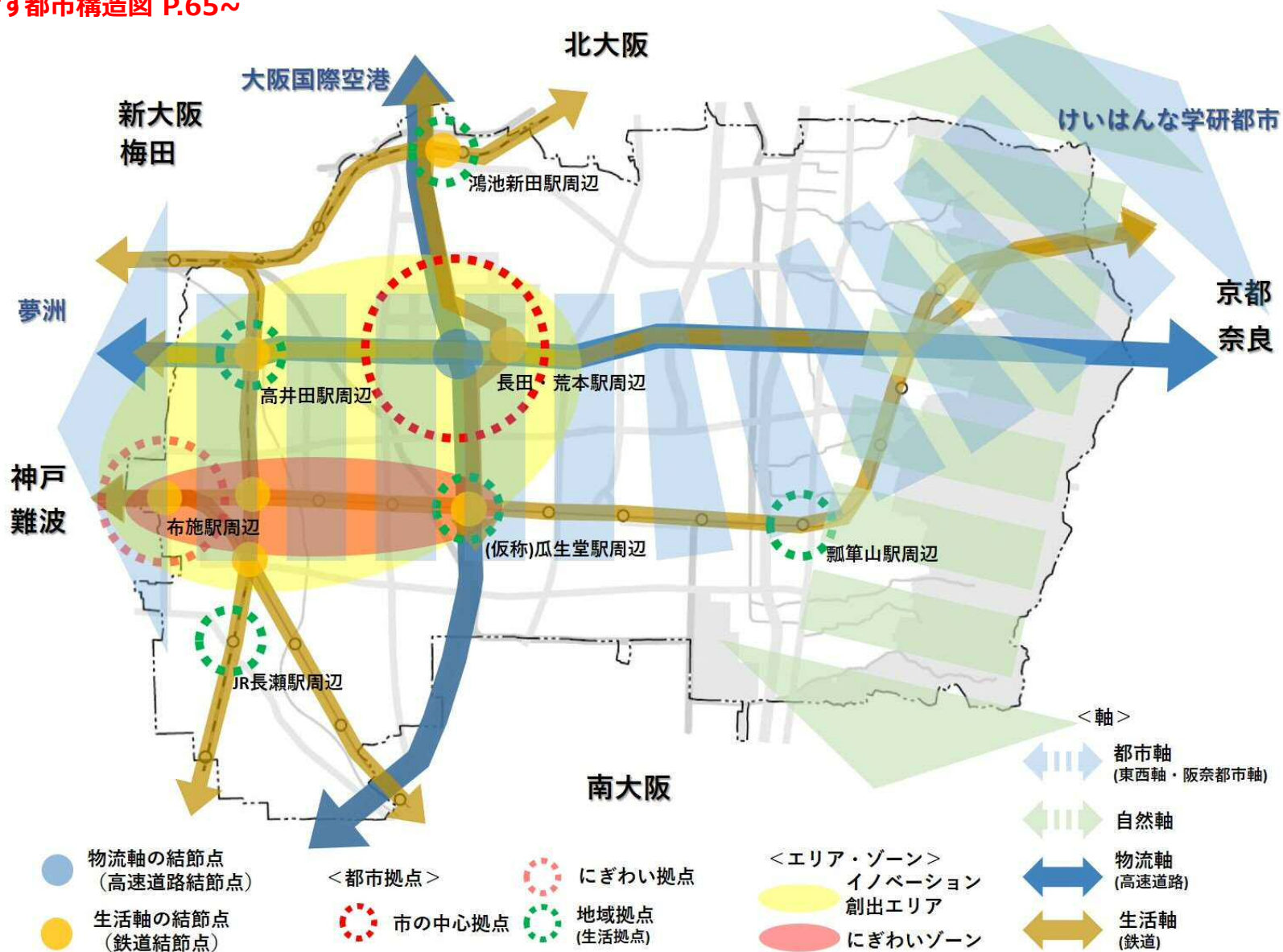
■ 目標人口 約48万人 (第3次総合計画がめざす目標人口と同じ)

■ 関連するSDGsの取組



2. 第2章 東大阪市がめざす都市づくり (P.57～)・第3章 基本方針に基づき取組む施策 (P.67～)

■めざす都市構造図 P.65～



2. 第4章 コンパクトなまちづくりの推進 ～立地適正化計画～ (P.75～)

1. 立地適正化計画で解決すべき課題

生産年齢人口の減少・高齢者の増加 厳しい財政状況となる

本市の将来人口予測は2010年から2040年までに生産年齢人口は12万3千人減少、高齢者は3万4千人増加するとされている。
また、人口減少・高齢化に伴い、厳しい財政状況が予測される。

鉄道駅周辺のにぎわい減少 都市の魅力低下

鉄道利用者数の減少や駅前商店街の店舗数が減少し、地域拠点としての求心力が低下している。

住工の混在

1990年以降の用途地域別人口推移によると住居系用途地域で人口が減少し、工業系用途地域で増加している。また、工場跡地での住宅開発による住工混在が発生している。

2. まちづくりの方針、誘導方針

【まちづくりの方針】

国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かしたコンパクト＋ネットワークの取組を推進します

【誘導方針】

【快適】

誰もが暮らしやすい安全なまちの実現

【魅力】

人が集う拠点の構築

【活力】

創造力・活力みなぎる
モノづくりのまち 効率的な物流のあるまち

3. 課題解決のための施策

誰もが暮らしやすい生活環境の充実

- ・拠点となる鉄道駅周辺に、子育て支援施設をはじめとした様々な都市機能を維持・誘導する
- ・安全性に課題がある地域を居住誘導区域から除外するとともに、安全性を高める事業の実施を働きかける

- ・拠点となる鉄道駅周辺への各種機能の集約により、より利便性の高いまちの実現とともに、子育て環境の整備を図る
- ・生産年齢人口・年少人口の減少抑制を図る
- ・人口減少社会進行等による財政基盤悪化の抑制を図る
- ・防災指針に基づく取組みを推進することにより、安全なまちの形成を図る

拠点周辺のにぎわいを創出し都市の魅力を増大

- ・主要な鉄道駅周辺に来訪者拡大を目的とした高次の都市機能や地域を支える都市機能を集約する
- ・花園ラグビー場周辺に来訪者拡大を目的とした施設を維持・誘導する

- ・拠点となる鉄道駅周辺への来訪者数拡大によりにぎわいを回復させ、都市の魅力増大を図る
- ・ラグビーをはじめとした様々なスポーツにより、人の交流が育まれる魅力あふれるまちづくりの推進を図る

新たな住工混在の発生抑制

- ・新たな住工混在の発生を抑制し、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全・創出するため、モノづくり推進地域を居住誘導区域から除外する

- ・新たな住工混在発生を抑制することで、モノづくり企業の良好な操業環境の維持・保全・創出と、市民の良好な住環境の維持・保全・創出を図る

2. 第5章 防災機能が確保された災害に強いまちづくりの推進 ～防災指針～ (P.109～)

■本市が抱える防災上の課題

「本市が抱える災害リスク」と避難所および要配慮者施設の立地状況などの「都市情報」を重ね合わせ、都市が有する防災上の課題を抽出しました。

<本市が抱える課題（防災面）>

- 指定避難所から500m以上離れている居住区域が存在する
- 広域・地域緊急交通路分断のリスク
- 土砂流出・浸水ハザードの範囲内に指定避難所および要配慮者施設（医療施設、福祉施設、学校など）がある など

■ 防災指針

防災まちづくりの将来像

「防災機能が確保された災害に強い都市」

河川氾濫や土砂流出に起因する災害リスクを低減するために、河川改修や砂防堰堤などのハード対策を進めていますが、自然災害の発生を完全に抑制するには限界があります。そのため、自分の居住地・勤務地にどのようなハザードの範囲に入っているのか、またそのハザードがどのような災害リスクにつながるのかを把握し、どこへ避難すべきなのかといった情報を把握しておくことは重要になります。こうした情報は防災ハザードマップの配布、防災教育の充実などのソフト対策の推進により普及されるものです。防災まちづくりを進めるにあたっては、ハード・ソフトそれぞれの対策を連動させるとともに、市民・事業者・行政が連携して「自助」・「公助」・「共助」それぞれの役割を果たすことが防災まちづくりを進めるうえで重要となります。

こうした考え方を踏まえ、防災まちづくりの将来像に基づき、災害に強いまちづくりを推進するための施策の取組方針を次のように設定します。

取組方針

防災まちづくりを進めるにあたっては、ハード・ソフトそれぞれの対策を連動させるとともに、市民・事業者・行政が連携して、「自助」・「公助」・「共助」それぞれの役割を果たすことが重要となります。

防災まちづくりの将来像に基づき、災害に強いまちづくりを推進するための施策の取組方針を次のように設定します。

1. 災害リスクの回避

災害が発生しないようにする、または、回避するための取組を推進します。

2. 災害リスクの低減（ハード）

インフラの整備・改修等により、災害リスクを低減させるための取組を推進します。

3. 災害リスクの低減（ソフト）

災害発生時に確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための取組を推進します。

2. 第6章 都市計画マスタープランの推進 (P.127~)

■ 横断的な施策展開の推進

都市づくりに関する課題が多様化かつ複雑化している現代社会において、効果的かつ効率的に都市づくりを進めるためには都市計画分野に関わる部局はもちろん、子育て、教育、福祉、文化など他分野との組織横断的な連携・協力による総合的な施策として取り組むことが一層重要視されています。

そのため、今後の都市づくりにおいては、都市づくりの基本目標の実現に向けて、様々な社会情勢の変化や国・府との役割分担、本市の持続可能な財政運営との整合などを踏まえ、展開する施策の重点化などを図りながら、関係部局が一体となりハードとソフト両面での推進施策を検討し、施策を展開していきます。

■ 都市づくりの基本方針に基づき都市づくりを進める

国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かしたコンパクト+ネットワークの取組を推進します

① 新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり

- ・拠点形成に向けた戦略的な都市計画制度の活用
- ・中心拠点形成プロジェクト
- ・大阪モノレール南伸事業
- ・街路整備事業
- ・近鉄大阪線連続立体交差事業
- ・地域公共交通利用促進事業
- ・景観形成推進事業
- ・「文化のまち、東大阪市」の推進
- ・文化財保護と活用の推進(鴻池新田会所整備事業)
- ・スポーツのまちづくり推進事業
- ・ウィルチェアスポーツ推進事業
- ・ふるさとづくり推進事業
- ・ラグビー普及啓発事業
- ・花園中央公園にぎわい創出事業
- ・プラネタリウム活用推進事業(児童文化スポーツセンター活用推進事業)
- ・公民連携推進事業
- ・観光推進事業

② 「安全・快適な生活の場」と「創造力・活力みなぎる生産の場」が調和した都市づくり

- ・良好な市街地形成推進事業
- ・住工共生のまちづくり事業
- ・新斎場整備事業
- ・空き店舗活用促進事業
- ・JR徳庵駅東側エレベーター設置事業
- ・空き家利活用推進事業
- ・空き家対策推進事業
- ・民間建築物耐震改修促進事業
- ・「みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の推進
- ・児童相談所設置準備事業

③ 水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり

- ・良好な市街地形成推進事業
- ・公園整備事業
- ・緑化助成事業
- ・緑地保全事業
- ・駅前等公共施設の緑化推進
- ・緑化ボランティア育成事業
- ・緑化条例の制定及び運用
- ・2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に向けた地球温暖化対策の推進
- ・野外活動センター活用事業

■ 計画の評価・見直しの方法

当計画に記載された施策等の実施状況についてはPDCAサイクルの考え方に基づき、中間評価を実施し、進捗状況や妥当性の精査・検討を実施します。

また、様々な社会情勢の変化に的確に対応するため、計画を踏まえつつ、状況に合わせて、柔軟かつ迅速に対応することも必要になりますので、OODAループによる見直しの必要性の検証を実施します。

これらの結果を踏まえ、区域や誘導施設、施策等について再検討・見直しを行います。

これらの事業の大半は第3次総合計画 実施計画で位置付けがある事業であることから、進捗管理については第3次総合計画 実施計画の進捗管理と連携し、当計画においても進捗管理を定期的に行っていきます。

■ 公民連携のまちづくりの推進

少子高齢、人口減少の急速な進行等により、今や行政だけでは複雑多様化する課題への対応が困難な時代になりつつあり、民間企業をはじめとした多様な主体との連携・協働によって効果的に取組を進めていくことが必要不可欠になっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、企業や大学のノウハウ、アイデアを積極的にまちづくりに活用することで、地域や行政の課題解決、質の高い行政サービスの提供につなげていきます。

「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、Win-Winとなる関係を築きながら、市民にとってもメリットのある「三方良し」の公民連携を推進します。

また、都市づくりの区分に応じ、市民と行政の役割を示すことで市民のまちづくりの参画を促し、市民とともに都市づくりを進めることで、都市づくりの基本目標の実現をめざします。

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■ 令和4年度第2回都市計画審議会【報告】（令和4年11月18日(金)）

記載内容に関するご意見

- ・ 基本目標 2 住工混在に関する記載について【対象：第2章】
- ・ 基本目標 2 住宅地における防犯対策に関する記載について【対象：第3章】
- ・ 目標値の表現について【対象：第6章】

■ パブリックコメントの実施（令和4年11月21日(月)~12月21日(水)）

⇒ 意見書受付期間中に1名の方から23件の意見

【意見の概要】

- ・ 本市の現況分析の方法について【対象：第1章】
- ・ 本計画に記載された花園中央公園及びスポーツ関連の施策について【対象：第1章、第2章、第3章、第4章、第6章】
- ・ 目標値について【対象：第6章】

など

● 「大阪のまちづくりランドデザイン」策定（令和4年12月28日(水)）

■ 東大阪市都市計画公聴会の開催（令和5年1月26日(木)14:00-14:25）

⇒ 1名の方が公述申出

【意見の概要】

- ・ ウィルチェアスポーツの推進について【対象：第6章】
- ・ 本計画に記載された花園中央公園及びスポーツ関連の施策について【対象：第4章、第6章】
- ・ 目標値について【対象：第6章】

【本日】 ■ 令和4年度第3回東大阪市都市計画審議会【諮問】（令和5年2月24日(金)）

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■ 令和4年度第2回都市計画審議会【報告】（令和4年11月18日(金)）

※下線部が修正箇所

頁数	ご意見	修正前	修正後
63	土地利用の混在はデメリットだけではなく、多様性によるイノベーション創出などのメリットもあるはずである。土地利用の混在による魅力の低下だけでなく、一方で多様性による魅力の向上にもつながるということを書かれてはどうか。	1 段落目 本市は <u>近畿 2 府4県の都市の中で</u> 6 番目に人口規模が大きい都市であり、約49万人もの人々が暮らしています。また、産業面においては製造業事業所が数多く集積していることから「モノづくりのまち」という特徴を持っています。 <u>しかし、これらの土地利用の混在により、住宅地・工業地それぞれの魅力は少しずつ低下しはじめています。</u>	本市は <u>関西で</u> 6 番目に人口規模が大きい都市であり、 <u>市街化区域を中心に</u> 約49万人もの人々が暮らす住宅地が形成されています。また、産業面においては <u>工業地に</u> 製造業事業所が数多く集積していることから「モノづくりのまち」という特徴を持っています。 <u>こうした土地利用の多様性は都市の魅力創出に繋がるという利点がありますが、無秩序な土地利用の混在が進めば、住宅地・工業地それぞれの魅力低下という問題を引き起こす恐れもあります。</u>
71	防災に関する記載は手厚く記載されているが、防犯に関する記載がない。マスタープランに書き込む内容かどうかはあるかもしれないが、良好な住環境を形成するにあたっては記載があっても良いのではないか。		新規追加 【市街地全体(市街地部 + 山麓部)】 ◆ <u>地域住民、防犯ボランティア団体や警察などの関係機関と協力し、治安対策を強化することで、安全・安心なまちの実現をめざします。</u>
134 135	目標値の部分において、過去の数値や現況値と比較し、増減傾向を示すなど表現を工夫されてはいかがか。現況値とあるが、目標値との違いがわかりにくい。		人口関連の目標値について、現況値と比較できるように内容を整理しました。

例：◆都市機能誘導区域内に存する鉄道駅の駅勢圏人口（抜粋）
(修正前)

項目	現状	目標
長田駅・荒本駅	22,082人	23,288人

2030年度時点
社人研推計値
を基に算定

(修正後)

項目	現状	目標
長田駅・荒本駅	23,317人	23,288人 (22,082人)

2020年国勢調査

()内の数値は趨勢値

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■パブリックコメントの実施（令和4年11月21日(月)~12月21日(水)）

詳細はお手元の資料をご参照ください。

●意見書受付期間中に1名の方から23件の意見 ⇒ 本市の考え方 提示（12月28日(水)市ウェブサイト）

＜＜抜粋＞＞

意見 No.	頁 数	意見の概要	本市の考え方
3	27	就業人口 27ページの就業人口は、「本市に住んでいる」者です。この者には、他のまち（例えば、奈良市）で働いている者が含まれており、また、他のまちから来て本市で働いている者は含まれていません。 このような統計数値は、東大阪市という土地の観点から見た場合、意味はありません。本市内で就業している産業別人口に意味があると思います。 何らかの調整を行い、東大阪市が就業地であるデータにする方が良いと思います。	ご意見を踏まえ、本市の産業別の事業所数と従業者数を示す図に修正しました。
5	51	ラグビーが盛んなまち 「第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題」の「01 東大阪市の現況・都市構造の分析」の「2. 東大阪市の都市構造」の51ページの「（10）地域資源」の「ラグビーをはじめとした様々なスポーツが盛んなまち」を削除してください。	花園中央公園は本市の特徴的な地域資源であり、本市の現況を紹介する上では必要な項目と考えております。本文の記載内容については修正しました。 頂いたご意見はスポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせていただきます。
22	134 135	目標と評価・見直し 134ページの「3. 目標と評価・見直し」に掲げられた「項目」や「目標（2030年度末）」の各値が妥当なのかどうか不明です。東大阪市役所の職員が主観的・恣意的に設けたように感じます。妥当であると判断した考え方を示してください。 示せないのであれば、将来、「進捗状況や妥当性の精査・検討と必要に応じた見直し」（135ページ）を行う場合、どのように見直しなどを行えば良いのか不明だと思います。	まちづくりを進めるにあたっては他の関連計画とも連携し、横断的に施策を展開することが重要と考えております。人口関連の目標値については、第3次総合計画で目標とされている2030年に約48万人という数値を目標とし、都市機能誘導区域内の駅勢圏人口や居住誘導区域内人口密度といった数値を算定しております。その他の目標値については、上位計画や関連計画で設定された目標値の内、当計画で示す施策と関連性が高い目標値を採用することで、同じ目標に向かって、その目標実現に向けた施策展開を市全体ですすめていきたいと考えております。

事前に配布しておりますパブリックコメントの資料に記載の頁数は、パブリックコメント実施時の頁数となります。

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■ 東大阪市都市計画公聴会の開催（令和5年1月26日(木)14:00-14:25）

● 1名の方が公述申出 ⇒ 市の考え方 提示（2月3日(金)市ウェブサイト）

意見の概要（その1）	本市の考え方
意見その1 ウィルチェアスポーツ推進事業について 第6章の「ウィルチェアスポーツ推進事業」を削除してください。 理由1：利用者が限定されている事業をインクルーシブなどと言えるわけがありません。 理由2：ウィルチェアスポーツのような趣味・娯楽に関する事業は不要不急です。 理由3：パブリックコメントの回答は説明をすり替えており、回答になっていません。 理由4：参加できる市民と、参加できない市民とに分断しており、SDGsに反した事業です。	ウィルチェアスポーツの推進は、年齢や障害の有無に関わらず、あらゆる人が孤立したり、排除されないよう、共にスポーツを通じ、楽しむというインクルーシブな概念を取り入れたものであり、利用者を限定するものではありません。現状の利用者数はまだ少ないかもしれませんが、当事業は 様々な方の社会参加を促すにあたり重要な施策と認識しております。 また、市民の方々が日常生活を送るにあたり、不自由さを感じる点を少しでも低減させる施策の推進は重要であり、ウィルチェアスポーツの推進は単に趣味・娯楽に関する事業としてはとらえておりません。当事業は「東大阪市第3次総合計画 第1次実施計画」において将来都市像を実現するために優先的に取り組むべき事業として掲げており、誰もがスポーツに触れていただける場の提供を通じて、様々な人を呼び込み、魅力やにぎわいの創出をめざしていきたいと考えていますので、原案の通りとします。

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■ 東大阪市都市計画公聴会の開催（令和5年1月26日(木)14:00-14:25）

● 1名の方が公述申出 ⇒ 市の考え方 提示（2月3日(金)市ウェブサイト）

意見の概要（その2）	本市の考え方
意見その2 花園中央公園について 第6章の「花園中央公園にぎわい創出事業」及び「花園中央公園エリアの来訪者数」を削除してください。 理由1：東大阪市内の他所における民業を圧迫しており不当です。 理由2：パブリックコメントの回答における「都市間競争に打ち勝つためにも重要」とする考え方はSDGsに反しています。 意見その4 ラグビー関連事業について 本計画からラグビー関連の事業と「ラグビーのまち誘導区域」を削除してください。 理由1：多くの人々が集まるかもしれないが、それはラグビー愛好者の集まりである。 理由2：ラグビーの普及啓発は、ラグビー愛好者やラグビー関係の業者への利益誘導である。 理由3：市民の内心を一定の方向へと、市役所が誘導することは許されることではない。 理由4：魅力の無いラグビーを市役所が普及啓発する必要はない。 理由5：市民アンケート結果では「スポーツ活動が盛んなまち」への期待が低い。 理由6：ラグビー関連事業はSDGsとは関係ない事業です。	本市は、高校ラグビーの全国大会の開催地である花園ラグビー場を保有していることから、認知度がある「ラグビー」というキーワードを基礎とし、あらゆるスポーツ活動を通じ、魅力やにぎわいの創出をめざしております。 ラグビーはもちろんのこと、サッカーや野球、ウィルチェアスポーツなど多種多様なスポーツ活動を推進する施策の推進や、ラグビーのまち誘導区域の設定により、市内外からの来訪者拡大を目的とした各種機能を誘導するとともに市内外へイメージ発信することで、人の交流が育まれる魅力あふれるまちづくりを推進したいと考えておりますので、原案の通りとします。

3. 前回の都市計画審議会以後に頂いた様々なご意見について

■ 東大阪市都市計画公聴会の開催（令和5年1月26日(木)14:00-14:25）

● 1名の方が公述申出 ⇒ 市の考え方 提示（2月3日(金)市ウェブサイト）

意見の概要（その3）	本市の考え方
意見その3 目標と評価・見直しについて 「3. 目標と評価・見直し」に掲げられた「項目」や「目標（2030年度末）」の各値は、市役所の制御下に無い社会事象に対して、合理性の無い目標を掲げています。 東大阪市だけが良ければ良いとする考え方はSDGsに反しています。 本計画の策定を機に、既存の各種計画の目標のあり方についてSDGsに合致しているかどうかなど、何度も立ち止まって考え検討し見直すべきです。	将来の都市の形をつくっていくには、積極的な都市計画手法の活用により、行政の制御下でない社会事象に対しても関わっていき、影響を与えることが重要であると考えております。 昨年12月に策定された「大阪のまちづくりグランドデザイン」における位置付けや、関西で6番目の人口規模を誇る中核都市としての役割を果たすことにより、関西全体のまちづくりを発展させることが必要と認識しております。まちづくりの推進にあたっては他の関連計画とも連携し、横断的に施策を展開することが重要と考えております。人口関連の目標値については、「東大阪市第3次総合計画」で目標とされている2030年に約48万人という数値を目標とし、都市機能誘導区域内の駅勢圏人口や居住誘導区域内人口密度といった数値を算定しております。その他の目標値については、上位計画や関連計画で設定された目標値の内、当計画で示す施策と関連性が高い目標値を採用することで、同じ目標に向かって、その目標実現に向けた施策展開を市全体ですすめていきたいと考えております。 また、これらの目標値は行政の施策のみで必ずしも達成できるというものではないため、市民、民間事業者と共に公民連携でまちづくりを進めていきたいと考えております。 PDCAでの検証はもちろんのこと、OODAによる検証も新たに取り入れることにより、ご意見いただきました不断の検証については対応していきたいと考えております。

令和5年 2月24日(金)
3月31日(金)

都市計画審議会(諮問)
作成・公表

■ 都市づくりの基本目標 (=第3次総合計画 実現すべき将来都市像)

つくる・つながる・ひびきあう - 感動創造都市 東大阪 -

■ 都市づくりの基本方針

国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かした
コンパクト+ネットワークの取組を推進します

都市づくりの基本方針 1

新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり

都市づくりの基本方針 2

「安全・快適な生活の場」と「創造力・活力みなぎる生産の場」が調和した都市づくり

都市づくりの基本方針 3

水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり

■ 目標年次 令和12(2030)年

■ 目標人口 約48万人 (第3次総合計画がめざす目標人口と同じ)

■ 関連するSDGsの取組

